平成２１年（フ）第９１４号
兵庫県姫路市飾磨区構１丁目177番地　ツイン明日香W105号
債務者　大西　真一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１６号
兵庫県姫路市網干区興浜410番地38
債務者　敏森　　保
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２５号
福岡県大川市大字榎津745番地
債務者　志岐　英則
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
大分市碩田町２丁目５番６号グリーンヒル碩田1002
債務者　清水　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８９号
大分県由布市挾間町古野158番地８、申立時の住所大分県別府市原町５番６号
債務者　清末　麻衣
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７号
大分県佐伯市鶴岡町１丁目12番52号　コーポおおつる203号
債務者　堺　　大介
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
青森市富田１丁目９番43号
債務者　白石　　彰
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
青森市大字浜田字豊田118番地46
債務者　風晴　未来
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２０号
仙台市泉区南光台７丁目25番15号
債務者　二瓶　満枝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８４号
仙台市若林区大和町５丁目６番８号　コーポ竹の葉201
債務者　三上　健一
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１３号
仙台市泉区南光台６丁目18番18号
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
仙台市若林区連坊１丁目１番56号
債務者　奥住まり子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
秋田市手形字十七流123番地５　ビューラー藤井201号、前住所秋田市手形山崎町11―18中村アパートＢ―２
債務者　佐藤　花子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１８号
秋田市八橋イサノ２丁目13番２―106号
債務者　佐々木浩朗
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１号
秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字高田286番地グランモアさくらＢ102号室
債務者　渡邊　美里（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
秋田市広面字樋ノ沖33番地１Ｃ
債務者　和田由科里（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０号
茨城県鹿嶋市下津273番地50市営港ヶ丘団地１―402
債務者　羽生真由美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１８３号
茨城県神栖市柳川3048番地　高橋アパート31号
債務者　伊井　勝男
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部